

# 子育て支援センター「ぷっこ」だより

～★★明るく元気な子にそだちますように★★～

☎52-2315  
子育て支援センター ☎090-5985-4339

4月から新年度が始まり、新しく保育所に入るお友達やぶっこクラブにスタートを考えているお友達など、みんなそれぞれワクワク・ドキドキしながら新しい春を迎えているのではないのでしょうか。支援センターでは、4月から体制を一部変更し、各教室を開催する予定です。これからもみなさんの参加をお待ちしています。

## ☆歯科講演会を開催しました☆

☆歯科衛生士の先生をお迎えして、2月5日（水）に歯科講演会を行いました。乳歯の準備は妊娠6～7週で始まっていることや、子どもの歯の模型を使いながら、虫歯になりやすい場所の確認や、歯磨きの方法など、具体的なアドバイスを受けることができました。

また、参加人数が少なかつたため、のんびりとした雰囲気の中でお母さん方から、自分の子どもの歯の悩みや疑問についての質問も多く、大変参考になるお話をいろいろと聞くことが出来ました。

歯の役割は食べ物を噛みくだくだけでなく、話すことや発音など、大人になってからも大切な働きをします。子どもたちが虫歯のない丈夫な歯になるようにお父さん・お母さんが気をつけてあげましょう。

## ☆2月26日（水）親子遊びの広場

お雛様製作には、元気に15組の親子が参加してくれました。

子どもたちが健やかに育つように願いを込めながら、お花紙や新聞紙、画用紙を使って、上手にお内裏様やお雛様を作りました。その後はみんなそろって記念撮影。お家でかわいく飾ってくれたかな？



## 保育所の元気な子どもたち

### 幾寅保育所

雪中運動会、冬ならではの雪にまみれてのイベント、お父さんやお母さんに参加してもらい楽しく過ごしました。追いかけて玉入れでは、玉がかごに届かなく必死に追いかけていました。時折太陽が照らしてポカポカと気持ちの良い一日になり、給食はいつもより進んでいました。



### 金山保育所

運動遊び教室で先生の話聞き跳び箱、マットなどを使って体を動かしたあとリズムに併せてダンス。始めは照れた様なお友達もどんどん乗って来てとても楽しそうにしていました。時間がすぐに過ぎてしまったようで、もう少しやりたい雰囲気を残していました。



保健福祉センター

発信@みなくる

保健福祉センター みなくる

保健福祉課 ☎52-2211 FAX 39-7020  
地域包括支援センター ☎39-7711  
社会福祉協議会 ☎39-7711 FAX 52-3711

## 富良野広域事業 日常住民相談について

家庭内の不和、相続問題、離婚問題、借地・借家問題、金銭貸借、隣近所とのトラブルなど、お困りの方は気軽にご相談下さい。

### ■相談窓口

◎富良野市 市民課市民相談室 (☎39-2301 内線2230)

- ・住所 富良野市弥生町1番1号(市役所内)
- ・受付：午前9時30分～午後4時30分(土・日・祝祭日は除きます)
- ※1 電話相談も受け付けております。
- ※2 個人の秘密や相談内容は固く守られます。

### ◎お願い

相談窓口へ直接来られる場合は、できるだけ事前に電話連絡いただきますようお願いいたします。

## 無料法律相談のお知らせ

民事問題についての相談に対し、弁護士から法律上のアドバイスを受けることができます。

### ■相談窓口(※事前に予約が必要です)

◎富良野市 市民課市民相談室 (☎39-2301 内線2230)

- ・住所 富良野市弥生町1番1号(市役所内)
- ・受付 毎月第2日曜日 午前11時～午後3時

## 平成26年4月からペースメーカーや人工関節等を入れた方に対する身体障害者手帳の認定基準が変わります。

医療技術の進歩により、ペースメーカー等※1や人工関節等※2を入れても大きな支障がなく日常生活を送ることができる方が多くなったことを踏まえ、医学的見地から検討が行われ平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準が変更されます。

※1 体内植え込み型除細動器(ICD)を含む ※2 人工骨頭を含む

### ◎ペースメーカー等を入れた方(心臓機能障害)

平成26年3月まで	⇒	平成26年4月から
一律1級に認定		1級、3級、4級のいずれかに認定 ※3

※3 ペースメーカー等への依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて認定

### ◎人工関節等を入れた方(肢体不自由)

平成26年3月まで	⇒	平成26年4月から
【股関節・膝関節】 一律4級に認定		【股関節・膝関節】 4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定※4
【足関節】 一律5級に認定		【足関節】 5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定※4

※4 術後の経過の安定した時点での関節可動域等に応じて認定

平成26年4月1日以降の申請から新たな認定基準の対象になります。ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。